

第七十一回国会 文教委員會議 録 第十一号

昭和四十八年四月十一日(水曜日)

午後零時十九分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君

理事 松永 光君

理事 木島喜兵衛君

理事 山原健二郎君

坂田 道太君

床次 徳二君

中山 正暉君

深谷 隆司君

山崎 拓君

出席國務大臣

文部 大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

文部政務次官 河野 洋平君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省大学學術局長 木田 宏君

委員外の出席者

文教委員會調査室長 石田 幸男君

委員の異動

四月十日 補欠選任

有田 喜一君 三塚 博君

四月七日

国立学校設置法等の一部を改正する法律案撤回

に關する請願(小林信一君紹介)(第二二五九号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第二四一七号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第二四一七号)

同(山崎正男君紹介)(第二二六〇号)

同(近江日記夫君紹介)(第二三二五号)

同(山崎正男君紹介)(第二二六〇号)

同(近江日記夫君紹介)(第二三二五号)

同(山崎正男君紹介)(第二二六〇号)

同(近江日記夫君紹介)(第二三二五号)

同(山崎正男君紹介)(第二二六〇号)

同(近江日記夫君紹介)(第二三二五号)

同(山崎正男君紹介)(第二二六〇号)

同(近江日記夫君紹介)(第二三二五号)

同(山崎正男君紹介)(第二二六〇号)

同(木下元二君紹介)(第二三二六号)

同(庄司幸助君紹介)(第二三二七号)

同(山崎正男君紹介)(第二三二八号)

同(庄司幸助君紹介)(第二四一五号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(山崎正男君紹介)(第二四一六号)

同(辻原弘市君紹介)(第二五〇七号)

同(馬場昇君紹介)(第二五〇八号)

同(長谷川正三君紹介)(第二五〇九号)

同(堀島雄君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第二五一〇号)

第五條第三項ただし書を次のように改める。

ただし、高等学校助教諭免許状は、次の各

号の一に該当する者以外の者には授与しな

い。

一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二單

位以上を修得した者

二 高等専門学校を卒業した者

三 文部大臣が前二号に掲げる者と同等以上

の資格を有すると認めた者

第十六條の三を第十六條の四とし、第十六條

の二第一項中「技能」を「領域の一部」に改

め、同条第三項中「文部大臣の行なう試験(以

下「高等学校教員資格試験」という。を「そ

の免許状に係る教員資格認定試験」に改め、同

条第四項を削り、同条を第十六條の三とし、第

十六條の次に次の一条を加える。

(免許状授与の特例)

第十六條の二 普通免許状は、第五條第一項の

規定によるほか、普通免許状の種類に応じて

文部大臣又は文部大臣が委嘱する大学の行な

う試験(以下「教員資格認定試験」という。)

に合格した者で同項各号に該当しないものに

授与する。

2 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法

その他試験に關し必要な事項は、文部省令で

定める。

第十七條を次のように改める。

(盲学校等の教員の特例)

第十七條 盲学校、聾学校又は養護学校におい

て特殊の教科の教授を担任する教員の免許状

の種類については、第四條第二項から第五項

までの規定にかかわらず、学校の種類、特殊

の教科等の別に文部省令で定める。

2 前項の免許状は、第五條第一項本文及び第

二號並びに第三項の規定にかかわらず、その

第一類第六号 文教委員會議録第十一号 昭和四十八年四月十一日

第一類第六号 文教委員會議録第十一号 昭和四十八年四月十一日

第一類第六号 文教委員會議録第十一号 昭和四十八年四月十一日

第一類第六号 文教委員會議録第十一号 昭和四十八年四月十一日

第一類第六号 文教委員會議録第十一号 昭和四十八年四月十一日

免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学校において養護訓練の教授を担当する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定するいずれかの学校において養護訓練の教授を担当するために必要な同項の普通免許状を有する者であれば足りる。

附則第九項中「同法」を「同法第五十一条第一項若しくは」に、「同条第三項」を「同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項」に改める。

附則第十一項の表第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則第十四項中「第十六条の二第二項」を「第十六条の三第二項」に改める。

別表第一中一般教育科目の欄を削り、備考第一号を次のように改める。

一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める。(別表第二から別表第七までの場合においても同様とする。)

別表第一備考第三号中「技術、家庭、農業」を「家庭、農業」に改め、「書道、保健体育、保健」の下に「看護」を加える。

別表第二中一般教育科目の欄を削る。

別表第三備考中第二号を削り、第一号の二を第二号とする。

別表第四備考に次の一号を加える。

三 この表の高等学校教諭の二級普通免許状の項中第二欄に掲げる二級普通免許状には、第十六条の三第一項の免許状を含むものとし、当該免許状を有する者がこの表により文部省令で定める教科について的高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする場合には、高等学校教諭の二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から文部省令で定める単位数を差し引く

ものとする。
別表第五第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則第十八項中「臨時免許状を有する者」の下に「(新法第六條第二項別表第六備考第二号の二に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を加える。

附則第二十一項及び第二十三項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十六条の二第二項」を「第十六条の三第二項」に改める。

理由

最近における学校教育の実情に鑑み、広く人材を求め、教員の確保を図るため、新たな教員資格認定試験制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○奥野国務大臣 このたび、政府から提出いたしました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、わが国の学校教育は、国際的にも高い水準の成果を見つておりますが、今後、さらにその充実に上を促すためには、教育の実質を左右する教員の職に、すぐれた人材を十分確保す

ることが不可欠の要件であります。このため、昨年七月の教育職員養成審議会の建議と関係方面の要望等を考慮し、とりわけ最近における学校教育の実情に即して緊急を要するものとして、新たな教員資格認定試験制度を設けるほか、免許教科を新設するなど必要な教員の養成確保をはかるための所要の改善措置を講じたいと考え、この法律案を提出したのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、教育界に広く人材を求め、教員の確保をはかるため、免許状授与の特例として、文部大臣または文部大臣が委嘱する大学の行なう試験の合格者に対し、教員の免許状を授与することができるとした点であります。

御承知のように、現在、教員の資格は、文部大臣の認定を受けた大学または短期大学において、法令に定める所要の単位を修得した者に対して与えるという方式のほかは、現職の教員についていわゆる現職教育によつて資格を取得する道が開かれております。しかしながら、このような方式だけでは、教員として適当な資質能力を有する者をすべての分野に十分確保するためには困難な面もあり、また、大学等に在学中に教員の免許状取得に必要な単位を修得しなかった者や大学等へ進学しなかった者の中にも職業生活や自己研修などにより教員として必要な専門的学力などを身につけ、教職を志すに至る者も少なくないと考えられます。

このような事情により、すでに高等学校の一部の教科については、文部大臣の行なう教員資格試験制度により、教員の資格を授与してきたのであります。今回、この制度を拡充して、高等学校の教科の一部に限定せず、新たに設けられた資格認定試験制度の合格者に広く教職への道を開くことといたしました。このことは、本人の能力、適性等を生かし、また、必要な教員の確保をはかるために必要であるばかりでなく、教育界にとつて

も広い視野と新しい経験を加えられるなど、教育の発展向上をはかつていく上で有益なことを考えます。

第二は、高等学校教員の免許状について所要の改善をはかったこととあります。

近年、高等学校の衛生看護に関する学科が全国的に設けられてまいりましたが、高等学校における衛生看護の専門教育をその目的に即して充実に行なうためには、これを担任する教員についてその養成の段階及び免許の仕組みにおいて、それにふさわしい専門的な配慮が必要であります。このような見地から、高等学校教員の免許状の種類に看護及び看護実習の教科を加え、専門の教員の養成確保をはかることといたしました。

また、高等学校において、たとえば工業、商業等の教科では、その中の一部の専門的な領域について深く指導する必要がある場合がありますが、その際に適当な教員が確保できない実情もあるもので、これらの指導領域に即した高等学校教員の免許状を設け、教員資格認定試験の合格者に授与することができるといたしました。なお、これらの免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合も考えられますので、あわせて必要な規定を設けております。

第三は、特殊教育教員の免許状について所要の改善をはかったこととあります。

盲学校、ろう学校及び養護学校の教育内容については逐次その改善整備がはかられてまいりましたが、これに伴い、これらの学校について設けられている理療その他の特殊の教科の免許状の制度を改善するため、特殊の教科の免許状は、高等部に限らずにこれを設けることができるものとするほか、教員資格認定試験に合格した者にも授与することができるといたしました。このことにより、新たに設けられた養護訓練の領域について、これを専門に担任する教員の免許状を設けるなどの必要にこたえられるわけでありました。また、この養護訓練を担当する教員の免許状を有する者は、必要に応じ、特殊教育諸学校はもとよ

り、小・中学校等の特殊学級においてもその専門の養護訓練を担当することができるとの措置を講ずることとしたしております。

以上のほか、大学における一般教育の弾力化に対応することができるよう一般教育科目の最低修得単位数についての規定を改め、また、高等学校助教諭免許状の授与の場合の所要資格に関する規定等を整備することとしたしました。なお、この法律は、公布の日から施行することとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○田中委員長　これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

文教委員会議録第三号中正誤

ペ少 段 行

誤

正

二一三 施策を

施策に

七四二 養護教諭

養護教諭

二六三 労働編成

学級編成

二四二 日常が

日常が

三二二 受験地獄

受験地獄

三二二 えふている

ふえている

三二二 それで、その実

それで、その実

三二二 額になるわけ

額と、その実

三二二 額でございます

額と、その実

昭和四十八年四月十七日印刷

昭和四十八年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局